

指定管理者の選定結果等について
(三条市農業体験学習施設)

三条市農業体験学習施設の指定管理者の指定について、非公募により、次のとおり候補者を選定し、令和2年12月の三条市議会第7回定例会において指定の議案が可決されました。

施設名	三条市農業体験学習施設
所在地	三条市早水 588 番地 2
指定管理者	よってげ邸管理組合 代表：組合長 野村 和夫 住所：三条市早水 588 番地 2
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
非公募により選定した理由	本施設は、設置当初から「よってげ邸管理組合」が管理委託を受託し、平成18年度からは指定管理者として業務を行っています。地元の自治会が母体となっており、施設の特性を理解し、地域資源を活用しながら施設の運営に取り組んでいることや、所管課が行った総合評価において継続管理の基準であるB以上の評価であったことなどから、現指定管理者の「よってげ邸管理組合」を非公募により候補者としたものです。
指定までの流れ	外部委託等審査委員会 令和2年11月13日 指定管理者の指定 令和2年12月21日
所管部署	○農業体験学習施設に関すること 経済部 農林課 農政係 TEL 0256-34-5652 (直通) E-mail: nourin@city.sanjo.niigata.jp ○指定管理者制度に関すること 総務部 行政課 庶務係 TEL 0256-34-5516 (直通) E-mail: gyousei@city.sanjo.niigata.jp